

港湾の公共事業の構想段階における 住民参加手続きガイドライン

【目次】

はじめに

- 1．住民参加手続きの目的
- 2．住民参加手続きの対象の考え方
- 3．住民参加手続きの実施主体
- 4．住民参加手続きの標準（モデルケース）
- 5．協議会
- 6．対象とする住民等の範囲
- 7．住民参加手続きの実施期間
- 8．住民参加手続きを進める上でのポイント

はじめに

平成14年11月の交通政策審議会港湾分科会における答申「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」の中で、事業の合理性・効率性・透明性に配慮した21世紀に相応しい港湾行政を実現させていくために、住民・NPO参加型のみなとづくり・海辺づくりを進めるとともに、港湾計画の構想段階から住民参加手続きを積極的に導入することや国と地方のパートナーシップを充実させること等の改革を図ることが提言されている。

一方、平成13年6月公表の「国土交通省における公共事業改革への取組」や、同年9月に経済財政諮問会議で決定された改革工程表の内容等を受けて、平成15年6月に「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」(以下、「国土交通省ガイドライン」という。)が策定されたところである。

今後は同ガイドラインに示す住民参加手続きを標準としつつ、事業特性に応じた独自の取組みを積極的に行うことが求められていることから、このたび港湾版を取り纏めたものである。

今後、本ガイドラインで港湾の公共事業の構想段階における住民参加手続きの基本形を示すことによって住民参加の促進が図られることを期待するものである。

なお、本ガイドラインに示す住民参加手続きについては、これからの各港湾における事例を積み重ね、適宜、内容の見直し及び充実を図るものとする。

1．住民参加手続きの目的

港湾の公共事業の構想段階における案(以下、「構想案」という。)の策定について、住民等の幅広い意見の把握に努め、構想案の策定プロセスの透明性・客観性を向上させることにより、住民等の理解の促進及び合意の形成を図ることを目的とする。

【解説】

近年、市民の価値観やライフスタイルの多様化により、港湾整備事業についても多種多様な住民等のニーズに応えた施設整備が求められている。

できるだけ早い段階から広く住民等のニーズを把握し構想案について一般国民の理解を得られるように十分な説明責任を果たすとの観点から、港湾の公共事業(本ガイドラインでは起債事業も含む。)の構想段階において住民参加手続きを積極的に導入するものである。

本ガイドラインに基づく住民参加手続きにより住民等の意見を把握することによって構想案がより適切なものとなるとともに、港湾の公共事業に関する理解が深まり、合意形成が図られることにより、より質の高い計画が策定され、事業の実施がより円滑に進むこととなるものと考えられる。

なお、ここで「構想段階」とは、構想案の公益性・必要性を検討するとともに、構想案に位置付ける施設の概ねの規模及び配置等の基本的な諸元について事業等の目的に照らして検討を加えることにより、一の案に決定するまでの段階であって、港湾計画策定のための具体的手続きに入る前の段階をいう。

2．住民参加手続きの対象の考え方

重要港湾において将来の港湾の姿を大きく変える構想案を策定する際、国が行うと想定される事業が構想案に含まれる場合に構想案全体を対象として、本ガイドラインに示す住民参加手続きを講じることを基本とする。

それ以外の場合においても必要と判断する場合には、本ガイドラインに示す住民参加手続きを実施するものとする。

【解説】

港湾は、岸壁、防波堤、臨港道路及び緑地など種々の施設から構成されており、それらの施設が有機的に連携して機能を発揮するものである。このようなことから、例えば、既定の港湾計画を大幅に変更する改訂計画の策定など将来の港湾の姿を大きく変える際、個々の施設に着目するのではなく、構想案全体を住民参加手続きの対象とすることを基本とした。

また、それ以外の場合においても、事業の規模等の観点からみて国民生

活、社会経済又は環境への影響が特に大きい事業がある場合、本ガイドラインに示す住民参加手続きは、必要に応じて行われるべきものである。

3．住民参加手続きの実施主体

国及び港湾管理者が連携して住民参加手続きを実施するものとする。

【解説】

港湾は、多様な施設の総合体として機能を発揮する社会資本である。港湾における公共事業は、国の利害に重大な関係を有する重要港湾において国が行う事業と港湾管理者が行う事業が同時に計画され、並行して実施される場合が多い。また、国が行う事業は港湾管理者が行う事業と密接に関連するため、構想案の策定に係る住民参加手続きを進めるにあたっては、事業全体の整合性の確保を図る観点等から国（地方整備局等）と港湾管理者が連携して行うこととしたものである。

4．住民参加手続きの標準（モデルケース）

2．で述べた住民参加手続きを進めるにあたっては、次のステップで構成される住民参加手続きを標準（モデルケース）とする。

【ステップ1：国・港湾管理者・関係市町村の調整】

国、港湾管理者、関係市町村において、
行政ニーズ
構想案の検討体制（協議会の設置に関すること及び協議会の委員構成等）
住民等の意見の把握方法（アンケート、ヒアリング及び説明会等）
実施期間

等について調整を行う。

【ステップ2：検討体制等の公表】

ステップ1で調整した結果について、国や港湾管理者のホームページなどを利用し、住民等に対し公表する。

【ステップ3：基本ニーズの把握】

ステップ1で調整した住民等の意見の把握方法（アンケート、ヒアリング及び説明会等）により、当該港湾に対する住民等からの基本的な要請や意見を把握し、協議会に報告する。

【ステップ4：構想案の検討】

協議会における検討結果を受け国及び港湾管理者において構想案を検討する。

【ステップ5：住民等の意見の把握】

ステップ4で検討した構想案に関しステップ1で調整した住民等の意見の把握方法（アンケート、ヒアリング及び説明会等）により、住民等の意見を把握し、協議会に報告する。

【ステップ6：構想案の検討・策定】

協議会における検討結果を受け、国及び港湾管理者において検討を行い、構想案を策定する。

【ステップ7：構想案・検討経過の公表】

策定した構想案及び案の策定に至った検討経過について公表する。

【解説】

国土交通省ガイドラインに示された手続きと整合をとりつつ、構想案策定の流れに配慮して、標準となる住民参加手続きを示すものである。

住民等からの意見の把握は、ステップ3とステップ5で行うことを基本とする。意見の把握に当たっては、それぞれの段階で適切な情報の提供を行うことが必要である。

各段階でどのような情報を提供すべきかについては、関係機関の協議あるいは「協議会」の場において決定されるべきであるが、一応の目安としては、以下のような項目が考えられる。

ステップ3

- ・港湾の現況（沿革、利用状況、施設整備状況等）
- ・環境の現況
- ・構想案の必要性
- ・その他

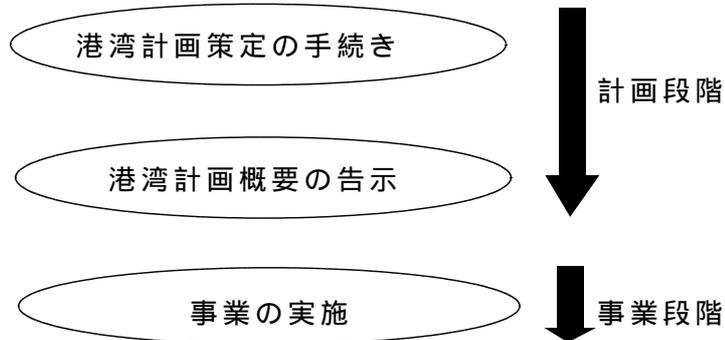
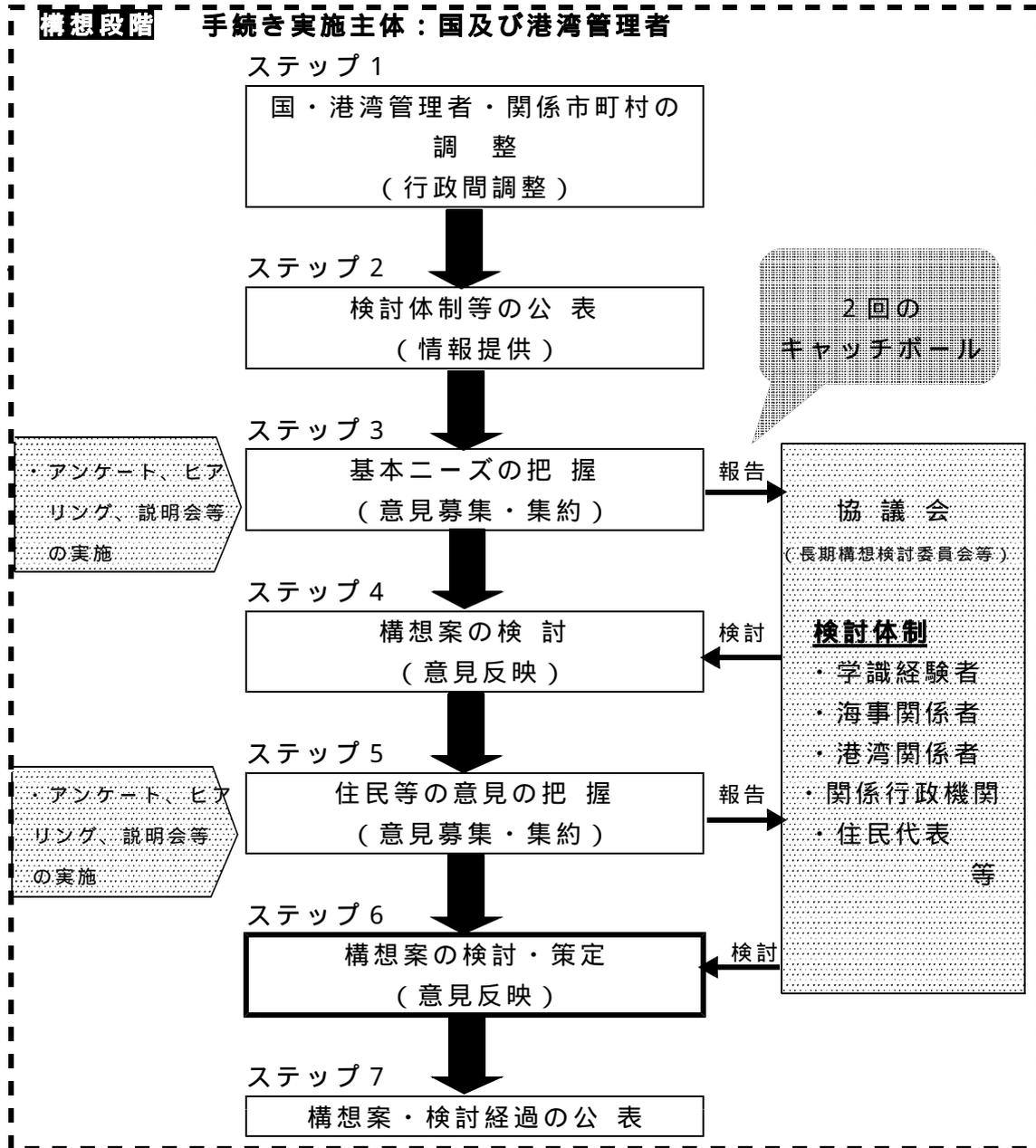
ステップ5

- ・ステップ3における意見把握結果
- ・構想案の概要（施設の内容、配置、規模等）
- ・目標年次
- ・環境への影響の評価
- ・将来の港湾の能力
- ・事業の効果
- ・その他

ステップ5において住民等に公表する構想案は、複数案とする。

この際、複数の案には、事業を行わないこととする案を含むことが適切な場合は、当該事業を行わないこととする案を含めることとする。

港湾の公共事業の構想段階における住民参加手続きフロー
モデルケース



5 . 協議会

4 . に提示した協議会とは、学識経験者、海事関係者、港湾関係者、関係行政機関及び住民代表等を構成員とし、構想案への住民等からの意見の反映について検討を行う機関である。

【解説】

ここでの協議会は、住民等からの意見を構想案に反映させる過程での客観性及び透明性を確保するために設置される機関である。必要に応じ長期構想検討委員会をこれにあてることも具体的な運用案の一つとして考えられる。

また、長期構想検討委員会を設けない場合にあっては、地方港湾審議会をこれにあてることなども考えられる。

なお、構成員の調整にあたっては、幅広い意見が得られるよう人選に配慮するものとする。

6 . 対象とする住民等の範囲

本手続きにおいては、構想案の実現に伴い影響が予想される住民を中心に当該港湾の利用者その他当該港湾に関心を有する者を対象とする。

【解説】

本手続きにおいては、当該港湾に関心を有する者をできる限り幅広く対象とすることが基本であり、意見の把握方法については、対象によって適宜適切な方法を選択すべきである。

構想案の実現によって直接影響を受けるとされる住民や当該港湾の利用者に対しては、ヒアリング、説明会、意見交換会など、直接対面して意見を把握する方法が適切であると考えられる。一方、当該港湾に関し一般的な関心を有する者などに対しては、アンケートやインターネットを活用した方法などが適切であると考えられる。

7 . 住民参加手続きの実施期間

住民参加手続きの実施に際しては、時間管理を適切に行い実施期間の目安を定めることが必要である。

【解説】

時間管理概念の導入は、住民参加手続きを効果的に行い、適時的確な意見反映を実現するうえで重要である。具体的には、検討体制等の公表の段

階で、検討期間の目安についても明確にしておくことや、協議会における検討の最初の段階で、検討期間の目安について協議会の委員の間で十分なコンセンサスをとっておくことなどが考えられる。

なお、検討期間の目安を設置する場合には、住民等の意見の把握に必要な十分な時間を確保することを念頭に置くものとする。

8．住民参加手続きを進める上でのポイント

港湾の公共事業の構想段階における住民参加手続きについては、港湾の特殊性を踏まえ次のポイントに留意して進めることが望ましい。

適切な住民参加を進めるためには、各種イベント等を通じて住民等に対する常日頃からの積極的な情報提供やコミュニケーション型行政を推進し、港湾に対する住民等の理解を深めておくことが重要である。

住民等から有益な意見を得るためには、情報提供等の実施に際し住民等の理解を得るための工夫が重要である。

地域との連携による港湾行政を推進するための職員の育成が重要である。

【解説】

港湾の特殊性としては、

- ・施設が多様（岸壁、防波堤、臨港道路、緑地等）であること。
- ・一般市民への馴染みが薄いこと。
- ・市民の日常生活への直接的関連性が薄い場合が多いこと。
- ・他事業に比べ整備に伴う私権（地権等）制限の影響が少ないこと。

等がある。その結果として、住民等の側においては身近でないため関心が低い（意見を求められても回答が少ない。）こと、行政側においては住民参加に関する知識・経験が不足していること等が問題点として考えられるところである。

住民参加手続きの実施に当たっては、これらの問題点を解決すべく、適宜、工夫を講じていく必要がある。